

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市条例第8号

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例

香芝市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「28, 800円」を「29, 400円」に改め、同項第2号及び第3号中「43, 200円」を「44, 100円」に改め、同項第4号中「51, 840円」を「52, 920円」に改め、同項第5号中「57, 600円」を「58, 800円」に改め、同項第6号中「69, 120円」を「70, 560円」に改め、同号イ中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、同号ロ中「又は第11号ロ」を「、第11号ロ又は第12号ロ」に改め、同項第7号中「74, 880円」を「76, 440円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に改め、同号ロ中「又は第11号ロ」を「、第11号ロ又は第12号ロ」に改め、同項第8号中「86, 400円」を「88, 200円」に改め、同号イ中「300万円」を「320万円」に改め、同号ロ中「又は第11号ロ」を「、第11号ロ又は第12号ロ」に改め、同項第9号中「97, 920円」を「99, 960円」に改め、同号ロ中「又は第11号ロ」を「、第11号ロ又は第12号ロ」に改め、同項第10号中「103, 680円」を「105, 840円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ又は第12号ロ」に改め、同項第11号中「109, 440円」を「111, 720円」に改め、同号ロ中「除く。）」の次に「又は次号ロ」を加え、同項第12号中「115, 200円」を「123, 480円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 117, 600円

イ 合計所得金額が1, 000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度

」に、「17,280円」を「17,640円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「28,800円」を「29,400円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「40,320円」を「41,160円」に改める。

附則第9条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。